住宅・建築物耐震改修事業(住宅・建築物安全ストック形成事業)、建築物耐震対策緊急促進事業 🥝 国十交通省



今和6年能登半島地震において、多数の住宅・建築物が被害を受けており、改めて、全国的に住宅・建築物の耐震化を促進す る必要がある。また、近年の物価及び人件費の高騰により、耐震改修工事費も高騰しているため、耐震改修に係る補助限度額 の見直しを行い、耐震化を促進する。

⟨R6補正における拡充内容⟩ 住宅、マンション、建築物、天井の耐震改修に係る補助限度額の見直しを行う

く住宅・建築物耐震改修事業(住宅・建築物安全ストック形成事業)の概要> ※建築物耐震対策緊急促進事業も同様に見直し

※本事業は民間事業者への直接補助ではなく、地方公共団体を通じた間接補助(地方公共団体による補助制度の整備が必要)

住宅

耐震診断 民間実施:国と地方で2/3

個別支援

補強設計等 民間実施:国と地方で2/3

耐震改修等、建替え又は除却

■ 対象となる住宅

マンションを含む全ての住宅を対象

■ 交付率

建物の種類	交付率
マンション	国と地方で1/3
その他	国と地方で23%

■ その他

- 耐震改修の補助限度額(国+地方):
 - ✓ 戸建住宅:83.8 97.86万円/戸

(多雪区域の場合: 100.4 117.32万円/戸)

- ✓ マンション:補助対象単価(50,200 51,700円/㎡※) ×床面積×交付率
- ※倒壊の危険性が高いマンション: 55,200-56,900円/m²
- ✓ 上記以外の住宅:補助対象単価(34.10039.900円/m²※) ×床面積×交付率
- ※多雪地域の場合: 40.90047.800円/m²等
- 建替え、除却は改修工事費用相当額に対して助成

パッケージ支援(総合支援メニュー)

■ 対象となる住宅

マンションを除く住宅

■ 交付対象

補強設計等費及び耐震改修工事費(密集市街地等で防 火改修も行う場合は防火改修工事費を含む)を合算し た額(建替えは改修工事費用相当額に対して助成)

■ 交付額 (ただし、補助対象工事費の8割を限度)

耐震改修の種別	交付額 (国と地方で定額)
密集市街地等(防火改修含む)	150 175万円
多雪区域	120 140万円
その他	100 115万円

■ 対象となる市区町村

以下の取組を行うとともに、毎年度、取組状況につい て検証・見直しを行う地方公共団体。

- ① 戸別訪問等の方法による住宅所有者に対する直接的な耐震
- ② 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組
- ③ 改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から 事業者等への接触が容易となる取組
- ④ 耐震化の必要性に係る普及・啓発

民間実施:国と地方で2/3

補強設計等

耐震診断

民間実施:国と地方で2/3

耐震改修等、建替え又は除却

■ 対象となる建築物

- ○多数の者が利用する建築物
- ・商業施設、ホテル・旅館、事務所、飲食店、幼 稚園、保育所(公立を除く)、工場等
- •1,000㎡(幼稚園、保育所又は地方公共団体等と 災害時の活用等に関する協定等を締結されてい る建築物にあっては500㎡)以上等
- 〇避難所等

■ 交付率

建物の種類	交付率
避難所等	国と地方で2/3 ※耐震改修と併せて行う省エネ 改修の場合、国と地方で23%
その他	国と地方で23%

■ その他

- 耐震改修の補助限度額(国+地方):
 - ✓ 建築物:補助対象単価(51,20057,000円/m²×)

※倒壊の危険性が高い建築物:56,30062,700円/m²

×床面積×交付率

建替え、除却は改修工事費用相当額に対して助成

※住宅金融支援機構の「リ・バース60」による利子補給(無利子化等)を利用する場合は、交付額より最大57.5万円を減ずる